

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等々で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	123	ローカルルールに基づく柔軟な維持管理を行う道路等の区域を一時的に定める新たな枠組み	地域の交通実態や周辺状況等を考慮し、市町村が交通管理者や地域関係者等との協議のもとで予め指定した道路の区域(歩道の一部や暫定未供用車線等、活用による公共公益面での効果に比べて交通に及ぼす影響が少ないと考えられる具体的な区域)について、道路占用等に係る道路法の各種規定(法第32条、第33条)全体を緩和し、柏市が地域との合意のもと独自に定めたルール(ローカルルール)に基づく管理を認める措置を求める。 当該区域では、柏市が定めたルールに基づき、法令にない占用物件の設置や無条件要件の除外、包括的な占用許可申請も可能とする。 これにより、地域のまちづくり組織が指定管理者として、一定の自由度をもった利活用を行いながら、その収益を地域活動や高質空間の整備・維持管理に充当する、自律的な道路運営の枠組みを構築する。	ローカルルールに基づく柔軟な維持管理を行う道路等の区域を一時的に定める新たな枠組み	国土交通省道路局 道路局環境安全課 道路局路政課	道路法第32条及び第33条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせにおいて柏市が要望していた内容は、柏市が管理する道路において、地域まちづくり組織が占有主体となって購買施設を占有し、月替わりで異なる者が営業するというものであったが、このような運用は現行制度でも可能である。また、花壇等の占有許可を円滑に取得することについては、道路管理者たる柏市と地域まちづくり組織とが事前に道路の構造又は交通への支障の有無について調整しておくことで対応可能である。		a	柏の葉では、「環境未来都市」としての姿を市民や来訪者に目に見える姿で表出させるために、道路等の公共空間を活用したイベントや情報発信、社会実験等を今後展開していきたい。また、「公民学が連携した自律した都市経営」に向けて、道路を含む公共空間の管理活用等の仕組み自体についても、より地域組織が主体となって枠組みについて検討を進めたい。 こうした活動を強力に推進することを目的として、今回の提案をしたところであるが、道路の活用自体については昨年10月施行の法改正等を通じて柔軟化が図られていることから、当面は現行法の範囲のなかで、環境未来都市の推進と一体となった多様な利活用や、地域が主体となった道路管理の枠組み構築を試みることにしたい。 今後の活動を通じて、実際に制度面での課題が出てきた際には、個別に助言や指導をいただきながら、必要であれば改めて規制緩和について協議させていただきたい。	・柏市は現行法で対応可能な利活用を進める ・実際の運用において規制緩和の必要性が生じた場合は、改めて協議を行うものとする	I
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	125	街区内発電装置から、街区内蓄電池への送電・蓄電の許可	施行予定の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項1号及び2号において定められている、発電設備の認定の要件に加えて、3号として、「経済産業大臣の認定を受けた場合に限り、蓄電池への充電ならびに所内負荷への接続を許可する」という要件の追加を求める。	街区内発電装置から、街区内蓄電池への送電・蓄電の許可	経済産業省資源エネルギー庁 新エネルギー対策課	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項	D	-	-	施行予定の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」においては、再生可能エネルギー電気で発電された電気のうち、電力ネットワークに流出(逆潮流)した電気を買い取る制度であり、流出しない電気をどのように使用(蓄電池に貯める等)するかは再生設備の設置者の自由であり、現行法令等々で対応可能である。		a	・柏市は、送電切替を平常時と非常時に分けて行う考えであり、その場合の送電回路の設計については電力会社と引き続き協議する	I	
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	126	災害時において、街区内電力融通を行うにあたり、特定供給の供給先に関する規制緩和	電気事業法第17条第3項1号及び2号において定められている、経済産業大臣の許可不要な電気供給の要件に加えて、「災害・停電時における相互協力を約定している組織内への供給」という要件の追加を求める。	災害時において、街区内電力融通を行うにあたり、特定供給の供給先に関する規制緩和	経済産業省資源エネルギー庁 電力市場整備課	電気事業法第17条第3項	A-1	-	-	特区での対応を検討(ただし、密接関係性を担保するための組織の在り方については引き続き協議が必要)。		a	密接関係性を担保するための組織の在り方については引き続き協議事項とさせていただきます。	・電気事業法第17条第3項1号における密接な関係性を担保するための組織のあり方について、引き続き協議する。	II
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	127	リハビリテーション事業所における地域の包括的疾患予防・介護予防拠点の創設	① 通所リハビリテーション事業所(介護予防含む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする。 ② 訪問リハビリテーション事業所(介護予防含む)について、病院、診療所又は介護老人保健施設でなくとも診療所等の医療機関との連携を以て事業実施を可能とする。 ③ 歯科衛生士のみ事業所からの訪問口腔ケアで介護報酬の算定を可能とする。 ④ 高齢者(健康高齢者、虚弱高齢者、要支援・要介護高齢者)を対象の中心とする、リハビリ、口腔ケア及び栄養ケアといった疾患予防・介護予防サービスを包括的に提供する訪問型及び通所型の事業所の創設を可能とする。 ⑤ 当該事業は、市民の介護予防・疾病予防に対する意識啓発の観点から地域支援事業の財源を活用することとしているところ、介護保険の2号被保険者にもサービス提供を可能とするため、当該包括的疾患予防・介護予防事業所のサービス提供に要する財源にも活用を可能とする。	リハビリテーション事業所における地域の包括的疾患予防・介護予防拠点の創設	厚生労働省老健局 老人保健課 医政局総務課	介護保険法第8条第8項、介護保険法施行規則第12条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第77条、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について、介護保険法第115条の44第1項第1号	F	平成24年度中	①通所リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ②訪問リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ③歯科衛生士の居宅療養管理指導については、状態像の異なる利用者に安全に口腔ケアを提供する観点から、歯科医師と同一の医療機関の歯科衛生士の提供に限定しているところ。そのため、歯科衛生士のみ事業所においても外部の医療機関との連携により、サービスの質や安全性の担保が可能か、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく。(解釈通知の改正が必要) ④①から③が可能となれば、必要な財源が確保されるため、対応の必要はない。		a	医療提供機関以外でサービス提供を行うにあたってのサービスの質や安全性の担保のための方策について、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や事業所に非常勤の医師を配置する等の実現に向けた具体的な要件設定について、今後、国と意見交換して検討を進めたい。	・医療提供機関以外でサービス提供を行うにあたってのサービスの質や安全性の担保のための方策について、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や事業所に非常勤の医師を配置する等の実現に向けた具体的な要件設定について、引き続き協議する	II	

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施。C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	123	ローカルルールに基づく柔軟な維持管理を行う道路等の区域を一体的に定める新たな枠組み							D	自治体の要望は実現可能となったため協議終了。自治体は取組の実現に向けて地域協議会の中でローカルルールの詳細を詰めていくこと。但しローカルルールの詳細を決定していく中で新たな規制の緩和を求める提案が出てきた場合には国交省と再度協議を行うこととする。	I
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	125	街区内発電装置から、街区内蓄電池への送電・蓄電の許可							D		I
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	126	災害時において、街区内電力融通を行うにあたり、特定供給の供給先に関する規制緩和	A-1	-	-	密接関係性を担保するための組織の在り方について、自治体が明らかにしようとしている事項も含めて、引き続き協議することとしたい。	a	密接関係性を担保するための組織の在り方について、引き続き協議することとしたい。	A-1	取組の実現に向けて、密接関係性を担保するための組織の在り方について協議を行い、経済産業省はその結果を踏まえて対応する(協議結果によっては、現行制度で対応することもあり得る。)	II
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区	127	リハビリテーション事業所における地域の包括的疾病预防・介護予防拠点の創設	B	平成24年度中		①通所リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ②訪問リハビリテーション事業所については、状態像の異なる利用者に安全にリハビリテーションを提供する観点から、医療提供施設に限定しているところ。そのため、医療提供施設以外でサービスを提供するには、サービスの質や安全性の担保のための方策について、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく必要がある。具体的には、24時間対応可能な外部の医療機関との連携や、事業所に非常勤の医師を配置する等の要件を課すことを検討中。(省令改正が必要) ③歯科衛生士の居宅療養管理指導については、状態像の異なる利用者に安全に口腔ケアを提供する観点から、歯科医師と同一の医療機関の歯科衛生士の提供に限定しているところ。そのため、歯科衛生士のみ事業所においても外部の医療機関との連携により、サービスの質や安全性の担保が可能か、今後、自治体と意見交換して検討をすすめていく。(解釈通知の改正が必要) ④①から③が可能となれば、必要な財源が確保されるため、対応の必要はない。	a	サービスの質や安全性の担保のための方策について引き続き協議していきたい。	B		II